

# 弘前市ショートステイ利用のお知らせ

## ショートステイとは

ショートステイ事業とは、保護者の方が疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭でお子さんを養育することが困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、実施施設において養育・保護を行い、お子さんと家庭の生活の安定等を図る事業です。

## 対象児童

弘前市内に住所を有する就学前のお子さん又は母子等で、次の理由で家庭での養育が一時的に困難となる場合にご利用いただけます。（母のみでの利用はできません）

- ア 児童の保護者の疾病
- イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- ウ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- エ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- オ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

※利用期間は、原則として最長7日間（6泊7日）です。

## 利用料等

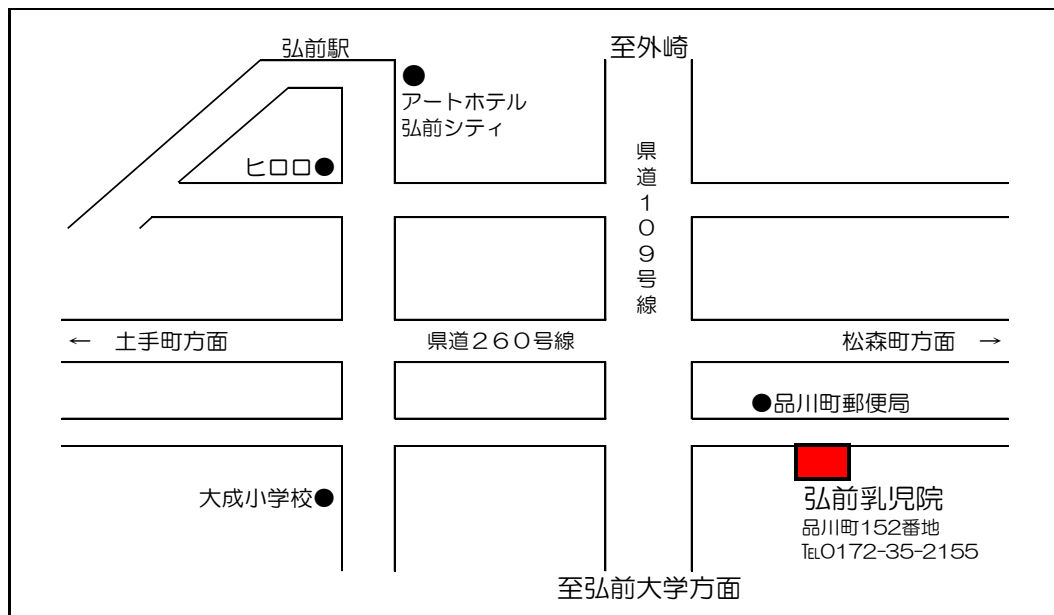
(児童)	利用料	1日あたり	2,400円
		※原則として、最長6泊7日	16,800円
(母)	利用料		0円
	食事代	1食あたり	300円

※児童の食事代は利用料に含まれます。母への食事提供は昼食・夕食のみで、前日までに申出が必要です。

※上記のほか、利用期間中にやむを得ず要した医療費、移送費等については実費を負担していただきます。

## 実施施設

弘前乳児院 弘前市大字品川町152番地  
電話 0172-35-2155 FAX 0172-31-5252



### <問い合わせ先>

弘前市健康こども部 こども家庭課 子育て相談係  
電話 0172-40-3976 (直通)

☆利用の手続き等については、裏面をご覧ください。

## 利用までの手続き

利用したい方は、市への事前申込が必要となります。「弘前市ショートステイ利用申込書」により、原則として**利用希望日の7日前までに申し込んでください。**

☆ 利用申込書は、次の場所で配布しています。

こども家庭課子育て相談係（前川本館1階 窓口A-102番）、  
岩木総合支所民生課健康福祉係、相馬総合支所民生課健康福祉係

※市ホームページからもダウンロードできます。

☆ **利用申し込み先**

**こども家庭課子育て相談係（前川本館1階 窓口A-102番）**

※郵送による受け付けは行っておりませんので、直接上記窓口にてお申し込みください。

※利用申し込み時には、お子さんの健康状態や家庭の状況に詳しい方がおいでください。

（事前**に実施施設の見学などをお願いする場合があります。**）

※やむを得ず利用申込書の事前提出ができない場合は、こども家庭課へご相談ください。

**※やむを得ず市役所閉庁日に利用が必要になった場合は、直接実施施設へご相談ください。**

☆ 市から実施施設に対し、利用希望日の受入状況等について確認を行います。

☆ 利用できる場合、利用日等を記載した「ショートステイ利用承諾通知書」を送付します。

利用できない場合は、その理由を記載した「ショートステイ利用不承諾通知書」を送付します。

☆ 承諾通知書に記載された内容から変更がある場合は、こども家庭課までご連絡ください。

**※ 承諾通知後に利用をキャンセルされる場合は、他の利用希望者の妨げとならないよう、こども家庭課まで早急にご連絡ください。**

☆ 利用日当日は、直接実施施設を訪問してください。

※お子さんの送迎は、保護者のかた（または保護者が依頼したかた）が行ってください。

※お子さんの健康状況等によっては利用できない場合もあります。

☆ **実施施設**

**弘前乳児院 弘前市大字品川町152番地  
電話 0172-35-2155**

☆ 利用当日に必要な物（持参する持ち物には全て名前の記入をお願いいたします。）

○健康保険証      ○お薬手帳      ○母子健康手帳（初回のみ）

○その他お子さんに必要なもの（着替え、タオル類、紙オムツ、哺乳瓶、ミルクなど）

※実施施設にも備えがあります。銘柄等の指定がある場合はお持ちください。

※お気に入りのおもちゃなど、お子さんが安心するものもお持ちください。

※母子等で利用される場合、母の宿泊に必要なもの（着替えなど）はご持参ください。

※ 詳しくは、実施施設に確認してください。